

# 丹波篠山市公共工事等前金払取扱要綱

平成29年10月13日要綱第83号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条及び丹波篠山市財務規則(平成11年篠山市規則第40号)第61条の規定に基づく公共工事等の前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (前金払及び中間前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、1件の請負代金の額が100万円を超える土木工事、建築工事及び設備工事(以下「建設工事等」という。)並びにこれらの建設工事等に係る設計、調査及び測量(以下「設計等」という。)とする。

2 中間前金払の対象は、既に前金払を受け、かつ、工期が50日以上建設工事等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事等に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事等に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

## (前金払及び中間前金払の額)

第3条 前金払の額は、建設工事等にあつては請負代金の額の10分の4、設計等にあつては請負代金の額の10分の3を超えない範囲内とする。

2 中間前金払の額は、請負代金の額の10分の2を超えない範囲内とする。

## (中間前金払と部分払の選択)

第4条 中間前金払及び丹波篠山市財務規則第104条に規定する部分払のいずれの要件も満たす建設工事等においては、請負者がその建設工事等の契約を行う際に中間前金払又は部分払を選択し、届け出なければならない。

2 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。

## (前金払及び中間前金払の請求手続)

第5条 前金払又は中間前金払の支払を受けようとする者は、前金払又は中間前金払請求書に、公共工事の前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社が発行する前金払保証証書の原本を添えて、市長に提出しなければならない。

## (前金払及び中間前金払の変更)

第6条 市長は、前金払及び中間前金払をした後、契約内容の変更により請負代金の額が増減したときは、その割合により前金払及び中間前金払の額を変更することができる。

## (債務負担行為に係る契約への適用)

第7条 債務負担行為に係る契約における前金払及び中間前金払については、公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定)第39条の各会計年度の出来高予定額を対象として、支払うことができるものとする。

2 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払においては、この要綱の規定中「工期」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該建設工事等」とあるのは「既に行われた当該会計年度における当該建設工事等」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

3 契約会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払う旨を設計図書等に記載したときは、前項の規定により読み替えられた第3条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する前金払の限度額を超えない範囲内で、契約会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払うことがで

きる。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、各年度の間前金払を行った建設工事等について、各年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(適用除外)

- 第8条 市長は、資金事情その他やむを得ない理由があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、前金払を適用せず、又は前金払の額を減じることができる。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に締結している建設工事等及び設計等の契約に係る前金払の取扱いについては、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日に入札公告または入札通知する競争入札から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に締結している建設工事等及び設計等の契約に係る前金払の取扱いについては、なお従前の例による。